明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

規則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十五人以内を置く。 2　［略］ （特別専門官） **第二条の五**　事務総局審査局に特別専門官四人以内を置く。 2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。 一　主要な事件の審査、排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関すること。 ［二～五　略］ （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十四人以内を置く。 ［2～4　略］	（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十三人以内を置く。 2　［同上］ （特別専門官） **第二条の五**　事務総局審査局に特別専門官四人以内を置く。 2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。 一　主要な事件の審査、排除措置命令、課徴金の納付命令及び競争回復措置命令に関すること。 ［二～五　同上］ （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官三百人以内を置く。 ［2～4　同上］
（地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。 ［一～十一　略］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官） **第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。	（地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、北海道事務所及び東北事務所の総務課にあっては、第四条の二第一項第五号、第四条の三第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の事務を、中部事務所及び九州事務所の総務課にあっては、第四条の二第一項第五号、第四条の三第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項から第四項までの事務を、近畿中国四国事務所の総務課にあっては、第四条の二第一項第五号、第四条の三第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号、第二項、第三項並びに第五項の事務を、中国支所及び四国支所の総務課にあっては、第四条の二第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第六項第二号の事務を行うことができる。 ［一～十一　同上］ （地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官） **第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、北海道事務所及び東北事務所の取引課にあっては、第四条第十号、次条第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の事務を、中部事務所及び九州事務所の取引課にあっては、第四条第十号、次条第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項から第四項までの事務を、近畿中国四国事務所の取引課にあっては、第四条第十号、次条第一項並びに第五条第一項第二号及び第五号、第二項、第三項並びに第五項の事